

れんげ保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人蓮華会が設置運営する保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 れんげ保育園
- (2) 所在地 大阪市此花区伝法6丁目5番43号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 れんげ保育園(以下「当園」という)は、保育を必要とする乳児及び幼児(以下「園児」という)を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も相応しい生活の場の提供に努める。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家族と緊密に連携しながら、園児の心身状態や発育過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域の各種社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- 5 当園は、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、80人とし、子ども・子育て支援法(以下「法」という)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児(以下「2号認定子ども」という)) (54人)
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児(以下「3号認定子ども」という))のうち、満1歳以上の子ども (23人)
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども (3人)

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労省告示第141号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ)支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ)の範囲内において保育を提供する。
- (2) 就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1項に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事を提供する。
- (4) その他保育に係る行事等を行う。

(職員の職種及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員及び業務全般の一元的な管理並びに職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を掌る。

- (2) 主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士は、保育に従事し、保育業務の計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員は、調理・献立を計画するとともに、記録し、給食及びおやつを調理する。
- (5) 栄養士は、給食に関する栄養管理業務を行うとともに、調理を補助する。
- (6) 事務員は、園長の命を受けて園務の一部を整理し、事務全般を担当するとともに、家庭連絡等の業務を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、日曜日及び祝祭日を除く月曜日から土曜日までとし、次のとおりとする。

- ・ 第1期 4月1日～8月31日
- ・ 第2期 9月1日～12月29日
- ・ 第3期 1月5日～3月29日

ただし、創立記念日・その他園長が必要と認めた日を休園とすることがある。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。ただし、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間

8時から16時までの範囲内で保護者が必要とする時間とする。ただし、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで及び16時から19時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用)

第8条 特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた大阪市に対し、大阪市の定める利用者負担金（保育料）を支払うこととする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない事由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じる。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受ける。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、大阪市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了する。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに囑託医または園児の主治医に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
(非常災害対策)

第12条 火災時に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上の消火・避難訓練を実施する。また、大地震・津波発生時に備えて年1回以上避難訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第14条 当園の職員は、個人情報保護法を遵守し、当園において知り得た個人情報を適正に取り扱うとともに、職員に対する研修を適宜実施し、個人情報の管理と守秘義務を徹底する。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる事項の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の実施にあたっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する大阪市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日に一部（第3条）改正し、施行する。

この規程は、令和2年4月1日に一部（第3条）改正し、施行する。

この規程は、令和6年4月1日に一部（第3条）改正し、施行する。